

KDDI提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの 簡素化等に関する意見

平成17年7月14日
KDDI株式会社

今回検討会におけるNTT東西殿との同等性に関する考え方

本検討会の目的は、事業者がNTT東西殿のBフレッツと同等の条件で光引込線を自前敷設する環境を整備することと認識しております。

その目的の達成のためには、次頁の表に記述した事項についても整理するものと理解しております。
(現段階では、未だルール化、確認、検証すべき点が多いと考えております。)

従って、今後、事業者がトライアルを実施した上で、Bフレッツとの同等性(開通期間、費用等)が確保されているかどうかを検証し、Bフレッツとの同等性が確保されていない事項につきましては、トライアル中およびその後において、適宜、条件の見直し等について議論をさせていただきたいと考えております。

I 第4回検討会までの合意事項 ～検討会での現状整理と今後の要望事項

項 目		NTT東西殿	他事業者	今後の整理要望事項
①添架ポイント(位置)の確保		基本的に確保済み	6.1m単独添架を第1優先、 実際には申請により添架ポイント の要否確認が必要	継続課題の5.5/5.8m近接、NTT 東西殿との一束化の具体的工法
②添架手続き	NTT柱	なし(強度確認等は実施)	申請(ケーブル)、通知(引込線) ／簡素化有り	Bフレッツと同等の開通期間の実 現性を検証し、同等でない場合 は手続きの更なる簡素化が必要
	電力柱	申請・通知	申請／簡素化有り	
③電柱添架料(電柱使用料)		光引込線新設都度の 費用発生の詳細、既存 設備による既支払いの 実態は不明。	通常の新架利用料となった場合は、 事業者が工法等を工夫しても、NTT 東西殿の回線単価と同等レベルと するのは実態として困難	回線単位の添架コストがNTT東 西殿と同等レベルになる仕組み を継続検討
④道路占用申請(時間・稼働)		(光引込線の道路占用 許可手続きの実態のご 説明待ち)	単独添架を前提とした道路占用許可 申請が必要となれば、申請稼働等 により、期間への影響が懸念される。	NTT東西殿の実態把握後、対応 策の検討
⑤電柱開示情報		NTT柱、電力柱(共架) 全て所有	今後のNTT東西殿の開示スタンス によるが、電柱位置・番号の情報の 同等性がないと時間的な差が懸念 される。	事前情報として開示し、同等性の 確保が必要
⑥構築面(稼働・材料 等)		既存設備(つり線等)の 利用が可能	POI-BOX、新規のつり線添架など が必要	具体的な設備・工法の整理、確 認
⑦保守・運用面		既存体制により運用	新規体制を構築することになるが、 NTT東西殿との接続点、一束化、 設備共用時の運用が未整理。	NTT東西殿と連携した運用・保 守の手順等の整備

Ⅱ 第5回検討会において議論すべき事項 論点1～3

(1) 接続事業者

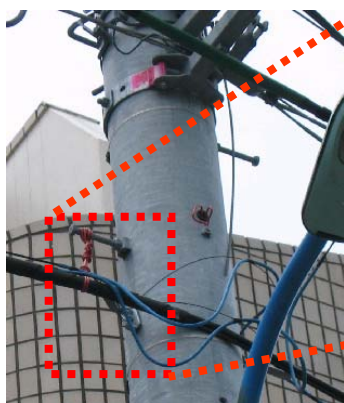
これまでの議論を踏まえ、更に確認しておくべき事項

【論点1】 添架ポイント

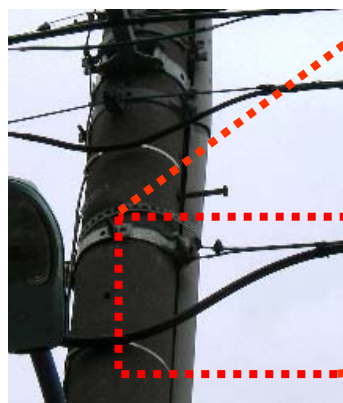
1. 中央部引留工法を実施する可能性について

基本的な添架位置は、電柱の側面を前提に考えておりますので、中央部引留については、電柱最終引留めや電柱添架状況により止むを得ない場合に限定されるものと考えております。

なお、NTT殿の添架工法においても、この中央引留は比較的多く見受けられる工法であるとの認識でおります。



共用柱の中央引留め
(その1)



共用柱の中央引留め
(その2)

※参考： 独自目視調査結果

中央引留めの割合	6.7m ^{※1}	6.4m ^{※1}	6.1m ^{※2}	5.8m	5.5m	備考
東京23区内 調査エリアA	34%	43%	49%	64%	56%	調査対象:138本 (うち電力柱103本)
首都圏近郊 調査エリアB	23%	28%	66%	31%	21%	調査対象: 69本 (うち電力柱 69本)

※1電力柱を対象に集計。 ※2NTT東日本殿の引込(L型金物)利用のケース(参考)。

2. 5.5m/5.8mポイント単独添架の扱いについて

弊社としましては、5.5m/5.8mポイントへの単独添架が工法上可能であれば、6.1m以外の一般添架ポイント(6.4m等)への単独添架と同じ扱いと考えております。従って、5.5m/5.8mポイントへの近接設置や、関西電力殿エリア等において4ポジションしか確保できない電柱で5.8m(NTTポイント兼一般添架ポイント扱い)ポイントが未使用であれば、単独添架をさせていただきたいと考えております。

【論点2】 電柱添架申請等の同等性

1. NTT柱の場合

基本契約の締結について(※第4回検討会のNTT東西殿資料 P4部分)

- ・添架設備の仕様確認
- ・工法確認

を行なうことによって更なる簡素化が可能、とされています。

より具体的に基本契約締結を前提とした簡素化フローの検討を進めさせていただきたいと存じます。

【追加質問・確認】

- (1) 吊り線等の手続に係る「1ヶ月以内」の期間は「更なる簡素化」によりどの程度の短縮が見込まれますか。

仮定として以下の条件とした場合の、①現状の期間、②簡素化後の期間短縮のイメージをご教示下さい。

ある単位エリアで、NTT東西殿の電柱総数 3,000本とし、

<ケース1> POIクロージャ・少芯ケーブル等を設置する場合
(3,000本中400本程度に敷設)

申請から工事が開始できるようになるまでの期間

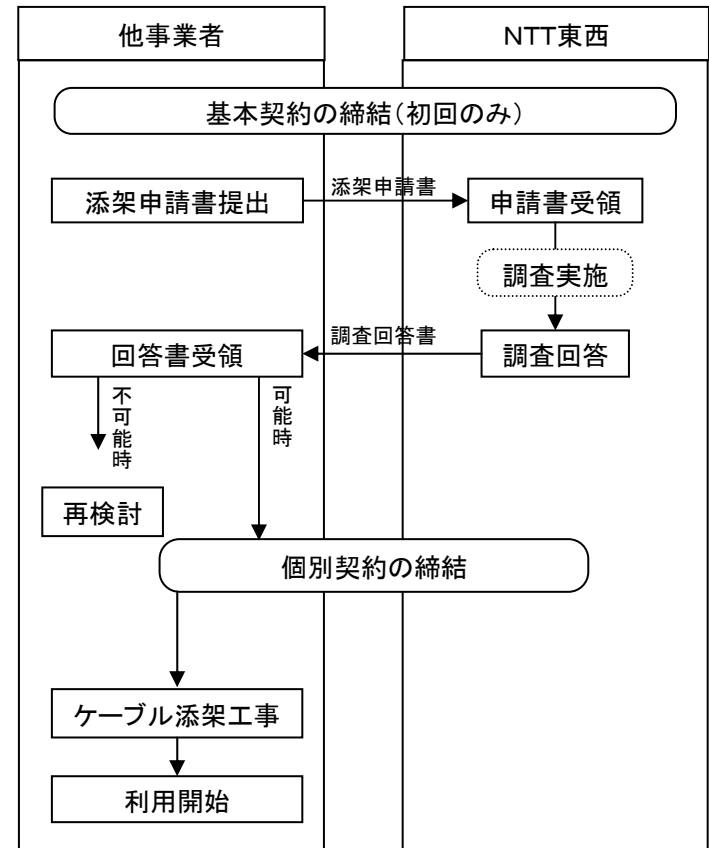
<ケース2> 申込都度申請を行なう場合、申請から工事が開始できるようになるまでの期間(1ユーザ単位に係る期間)

- (2) NTT東西殿ご提案の基本契約の締結により更なる簡素化を図った場合のフローを、より細かく提示させていただきたいと存じます。吊り線等、及び引込線の手続フローにおいて、具体的にどの手続が簡素化されるのかを確認させて頂きたいと思えます。

(右は、NTT東西殿エリアにおける現行フロー)

- (3) AOクロージャとの接続について、これが従来の柱上接続と同じ手続き(現状約2ヶ月を要す)であれば、これまでの簡素化の仕組みも形骸化します。よって、本検討会の手続の簡素化の枠組みの中で短期間に接続できる仕組みが必須と考えますので、添架申請と並行処理できるか、添架申請と同期間で処理できるか等について、NTT東西殿の考え方をご教示下さい。

※電柱の利用に関する事務処理手順(NTT東西殿:平成16年5月)



2. 電力柱の場合

【追加質問・確認】

- (1) 第3回検討会の東京電力殿資料P5において、「事前協議により、共架可否判定の申込都度の設備仕様・工法などの確認を効率的に実施」という簡素化案がございましたが、これによりどの手続が具体的に簡素化されるのかを確認させてください。
(可否判定の期間が短縮される、ということでしょうか。)
- (2) 同じく「一定期間分を一括して契約締結することによる簡素化」の意味するところとして、上記の共架契約及び工事費支払の手続が、回線毎では必要なくなるということでしょうか。

3. NTT柱のポイントの空き確認について

【追加質問・確認】

ポイントの空きの判断は電柱所有者であるNTT東西殿が行なうとのことですが、事業者が現地調査にて空きを確認して申請した場合には、添架ポイントの移動が必要となる(6.1mで申請したにも関わらず、6.4m等への添架を指示される)回答は、ほぼ同じタイミングで他事業者の先行申請がない限り、発生しえないという認識でよろしいでしょうか。

【論点3】 電柱添架費用の同等性

【追加要望事項】

Bフレッツの電柱コストは、既存メタル回線に係る電柱コストを除いた電柱創設費をもとに算出されております。

事業者が自前敷設する光引込線は、本来NTT殿が敷設する光引込線と同等の位置づけであることから、事業者の光引込線に係る電柱添架費用についても、メタル回線に係る電柱コストを除いた電柱創設費をもとに算出されるよう配慮すべきと考えます。

【追加確認事項】

第3回、第4回検討会においてNTT東西殿より、「電力柱の利用に係るコストは、個別に算定していないため具体的な額は不明」とのご説明がございましたが、NTT東西殿は電力会社殿に対してどのような単位(例:NTT東西殿が実際に利用している電柱1本単位の年額、NTT東西殿の利用有無に関わらずエリア単位の年額、等)で費用を負担されていますでしょうか。また、負担の対象となる電力柱の本数・ポイント数については把握されてい
ます
でしょうか。

論点5 その他 1 NTT東西の電柱情報の開示の必要性 等

(1) 接続事業者

具体的に確認したい事項

→電柱情報の情報開示の可能性又はその方法 等

1. 電柱情報事前開示の必要性

NTT東西殿は、加入電話やBフレッツ等の工事实績から、NTT柱・電力柱・民地柱に関する電柱情報を既に所有されており、各種申請手続きにおいて繰り返し利用が可能な環境にあります。

Bフレッツの開通期間に対する同等性を確保する上で、各種申請手続きの簡素化のためには、電柱管理者殿の特定や最新の情報に更新された電柱情報を把握できるよう、電柱情報の事前開示が必須と考えます。

2. 電柱情報の開示内容

(1) 対象電柱

NTT柱、電力柱、(民地柱)

(2) 電柱情報

①電柱番号(電柱管理者への申請に使用できるもの)

②電柱属性情報(例. 電柱管理者、引渡し可能なAOクロージャ有無※)

※ 別スキームでの開示でも可。電柱番号との紐付けは必須となります。

③電柱位置および地図上で特定できる情報(例. 地図そのもの)

3. 電柱情報事前開示の手続き 等

(1) 事前開示の手続き

NTT東西殿に対しまして、サービスエリアに限定した申請手続きを行うことで、当該エリアの電柱情報を開示頂きたいと考えています。

(2) 事前開示の範囲

事前開示は、NTT東西殿が所有されている範囲の電柱情報としたいと考えています。従いまして、

- ① NTT柱については、申請手続きを行ったエリア内の全ての電柱が対象となります。
- ② 電力柱等については、NTT東西殿が所有されている範囲の全ての電柱情報を要望します。*

※ 電力柱は、各電力殿が所有する全ての電柱ではなく、NTT東西殿がもっている電力柱の情報を頂きたいと考えています。NTT東西殿から電力柱等の電柱情報を頂くことで、NTT東西殿との情報の同等性確保が可能になるものと考えております。

論点5 その他 2 トライアルの具体的実施方法

(1) 接続事業者

具体的なトライアル実施方法(東京電力エリアと関西電力エリアで対応が異なる場合は、それぞれ)

→ 実施場所、具体的工法、実施時期、期間 等

【トライアルの位置付け】

NTT東西殿のBフレッツと同等(時間・手続き・コスト)なレベルのサービス提供が可能となるかの検証、および出来なかった場合の改善事項の洗い出し、解決策の検討(実行)を行い、最終的には競争環境としての有効性を判断する場であると考えております。

1. トライアルの目的と主な確認事項

(1) 目的

- ① お客様からの申込受付け～開通までの期間についてBフレッツとの同等性を検証。
(特にNTT東西殿へのAOクロージャ指定申込からお客様宅引込工事完了までの期間)
- ② 回線単位でみた構築費用のBフレッツとの同等性を検証(設備構築費、電柱添架利用料)。

(2) 主な確認事項

- ① 事業者側で考えている各工法(単独添架・一束化等)の確認。
- ② 各道路管理者単位にて、道路占用申請手続きにおける全体納期に与える影響。
- ③ NTT東西殿との道路占用申請手続きにかかる稼働、時間の精査。
- ④ 保守・運用面での連携等 (Bフレッツと比較、AOクロージャとの接続連携、故障切り分け 等)。
- ⑤ 工事・時間・コスト面におけるNTT東西殿との同等性等、確認ポイントの評価。
- ⑥ 更に改善すべき点の明確化。

2. トライアル内容

(1) トライアルエリアの考え方

- ① NTT東日本殿エリアとNTT西日本殿エリアについては、添架ポイントに関連した電柱事情も異なっている等から、両エリアについてトライアルを実施する必要があると考えます。
- ② トライアルの実施エリアについては、短期・集中的な設備構築を前提とした需要を喚起(お客様提供)する必要があること、また検証作業を効率的に進める観点から、ある程度エリアの広さを限定する必要があると考えます。また、どの場所で行うかについては、様々な工法、電柱種別等を検証する必要があることから、これらを満たす場所を選定する必要があると考えています。

(2) 確認のポイント

① 各工法の確認(トライアル前に実地検証)

- ・各ポイントでの単独添架工法
- ・設備共用(自在バンド、引き込み時の既存つり線の利用)
- ・NTT東西殿の既存設備(スパイラルハンガー)への一東化 等

② 共架申請手続き → NTT東西殿のBフレッツと期間が同等になるか否かを主に確認

③ 道路占用申請手続き → NTT東西殿の実態ご説明後にコメント

(3) トライアルに向けて事業者で準備すること

- ① お客様へのサービス提供の位置付け(現行サービスの延長かトライアル前提か)
- ② 工事業者・保守委託業者の選定と工事手法の確認、契約手続き
- ③ お客様への周知・説明資料の策定(パンフ、サービス仕様書 等)
- ④ 開通フローの見直し
- ⑤ 評価方法

(4) NTT東西殿と電力会社殿との事前の確認事項（今後更に追加検討が必要）

・NTT東西殿

申込～AOクロージャ～事業者側POI-BOX(内蔵クロージャ)接続までのフロー確認(工事/保守区分の整理など)

→システム対応か手作業レベルでの対応になるかで、対応状況が変わると考えます。

・電力会社殿

電柱添架申請手続きの簡素化を主に確認

3. トライアル実施のスケジュール(案)

- ①NTT東西殿・各電力殿との工法確認 9月頃
- ②トライアルの実施 秋～冬
- ③評価(NTT東西殿との同等性の判断等)・改善点の確認

トライアル開始後2ヶ月毎に評価

※改善点については、適宜ピックアップし、改善策を講じることとしたい。